

## 学校経営のポイント

### “地域運営学校”の導入計画に初名乗り

若井 彌一

国外の事件ではあるが、ロシア北オセチア共和国で発生した学校人質事件では、死者数320人を超え、その半数が子どもたちという。謹んで哀悼の意を表したい。

さて、今回取り上げるのは、地域運営学校の導入計画についてである。

#### 中教審答申が“地域運営学校”提唱

地域運営学校は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地方教育行政法」という）の一部改正によって法的根拠が与えられた、新しい運営構想の学校である（同法第47条の5）。

地域運営学校の構想の始まりは、首相の私的諮問機関として位置づけられた「教育改革国民会議」において検討され、提言された「コミュニティ・スクール」である。

その後、中央教育審議会（略称「中教審」）において検討対象とされ、本年3月4日の答申で「地域運営学校」の創設が提言されることになった。

中教審の答申「今後の学校の管理運営の在り方について」では、その第2章「地域が参画する新しいタイプの公立学校運営の在り方について」が、地域運営学校に関連する事項の説明と提言にあてられている。第2章の第1節「1. 地域が公立学校の運営に参画することの意義について」では、地域の参画による学校運営への取組みが学校評議員制度等の活用により「かなりの程度実現することが可能」であるとしながらも、なお、次のようにつけ加えて提言している。

「併せて、こうした既存の枠組みを超えて、新たに保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って主体的に学校運営に参加するとともに、学校の裁量権

を拡大する仕組みを制度的に確立し、新しい学校運営の選択肢の一つとして提供することが必要と考える。（後略）」

答申自ら述べているように、地域運営学校の導入は「すべての公立学校に一律に求められるものではなく」また「その指定の手続については教育委員会において定めることが適当」と考えられている。

新聞報道によれば、東京都世田谷区教育委員会（以下「世田谷区教委」と略称）は、去る9月2日、来年4月から既存の区立小学校2校と中学校1校程度について、これらを「地域運営学校」として再スタートさせる計画であることを明らかにした（9月3日『新潟日報』ほか）。

#### 世田谷区教委が設立構想を公表

地域運営学校の場合、学校運営への保護者・地域住民の参画を制度的に保障する合議制の機関である「学校運営協議会」が学校運営の根幹に関わる組織として地方教育行政法では規定されている。

世田谷区教委では、平成9年度から各小・中学校単位で、地域住民が関わっている「学校協議会」を設置し、地域に開かれた学校運営に努めてきた実績を有している。今回の名乗りは、その実績をふまえてのことであり、今後の取組みとその成果が大いに期待される。

全国の小・中学校等でも、このような動きを、時代の要請を象徴するものとして前向きに受けとめ、自校としては地域に開かれた信頼される学校づくりをどう進めたらよいかの参考としていただきたい。

（わかい・やいち＝上越教育大学教授）

本紙は、HPでも掲載しています！

<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>

#### ●新刊案内●

最新刊 好評発売中！

教育開発研究所刊

全国精選小・中41校の実践報告を分析・紹介！ 実際の説明資料やシートなど資料を多数収録！

## 『「学校の説明責任」を実践から学ぶ』

尾木和英【編集】

B5判 208頁・定価 2500円